

平成29年第3回神奈川県議会定例会

ともに生きる社会かながわ憲章推進特別委員会資料

産業労働局 ・ 教育委員会

目 次

	ページ
IV 障害者の就労・雇用対策の取組みについて	1
V インクルーシブ教育の推進の取組について	6

IV 障害者の就労・雇用対策の取組みについて

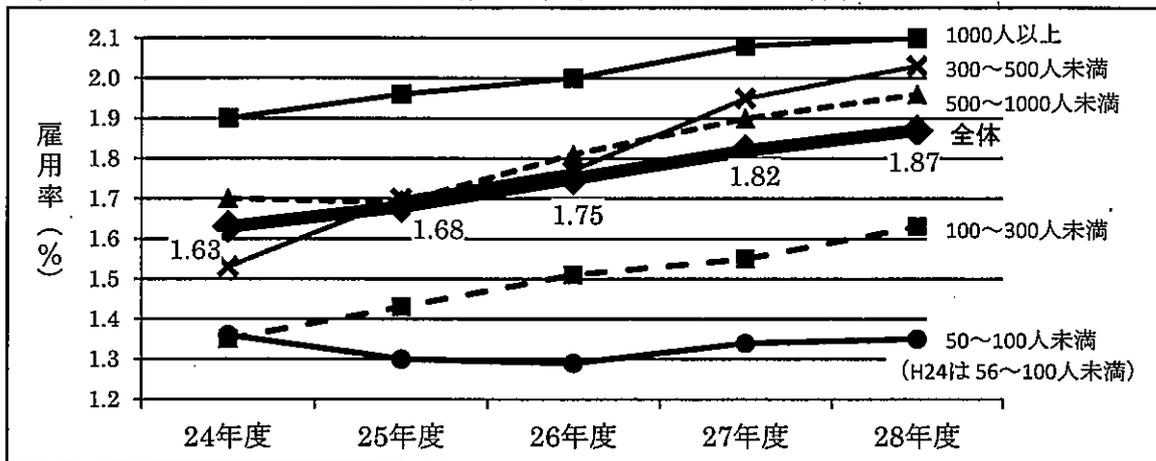
1 概況

県内民間企業の障がい者の雇用率は、年々増加しているものの、平成28年6月1日現在で1.87%と、法定雇用率2.0%を下回っており、特に中小企業における取組が進んでいない。

平成30年4月には精神障がい者が法定雇用率の算定基礎に加えられ、法定雇用率も2.2%に引き上げられることから、一層の取組が必要となっている。

なお、精神障がい者については、近年、求職者が増加していることとあわせて、雇用後の職場定着が課題となっている。

＜県内企業規模別障がい者の雇用率の推移（各年6月1日現在）／神奈川県労働局＞



＜県内ハローワークにおける新規求職申込件数・就職件数／神奈川県労働局＞ (単位：件)

区分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
身体	新規求職申込件数	3,884	3,867	3,580	3,595	3,434
	就職件数	993	1,192	1,091	1,078	1,050
知的	新規求職申込件数	1,938	2,033	2,114	2,209	2,320
	就職件数	772	930	1,049	1,126	1,059
精神	新規求職申込件数	3,612	4,232	4,785	5,064	5,656
	就職件数	902	1,238	1,572	1,588	1,727
その他 (※)	新規求職申込件数	245	289	358	375	473
	就職件数	47	74	89	91	112
計	新規求職申込件数	9,679	10,421	10,837	11,243	11,883
	就職件数	2,714	3,434	3,801	3,883	3,948

※その他：発達障がい者、高次脳機能障がい者、難治性疾患患者等

＜障がい種別平均勤続年数＞

障がい種別	身体	知的	精神
平均勤続年数	10年	7年9月	4年3月

資料：厚生労働省「平成25年度障害者雇用実態調査」(平成26年12月18日公表)

2 平成 29 年度の主な取組

(1) 障害者雇用促進センターの設置

障がい者個人に対する就労支援が充実してきたこと、中小企業における障がい者雇用の取組が進んでいないこと、法定雇用率が引き上げられること等の状況を踏まえ、障がい者への個別支援を主体に取り組んできた「障害者就労相談センター」の機能を転換し、平成 29 年 4 月に「企業への支援」と「障がい者就労支援機関への支援」を主体とした「障害者雇用促進センター」を設置した。

ア 企業への支援

(7) 障害者法定雇用率未達成企業への個別訪問

神奈川県労働局・ハローワークと連携して、障害者法定雇用率未達成企業を個別訪問し、障がい者雇用への理解促進を図るとともに、国の助成金や県の支援策の紹介等を行う。

・平成 29 年度訪問予定企業数：650 社（平成 28 年度実績：60 社）

（参考）訪問実施企業数：163 社（平成 29 年 8 月末現在）

(イ) 出前講座の実施

企業からの要請により職員が訪問し、経営者や従業員を対象に、障がい特性等の基礎知識、職場定着に向けた配慮、職場の対応事例など、ニーズに合わせた出前講座を実施する。

・実施件数：3 回（平成 29 年 8 月末現在）

(ウ) 集合研修の実施

障がい者雇用を始めようとする企業を対象に、労働関係法令・障がい福祉関係法令の理解、支援機関の効果的な活用等に関する研修を実施する。

・実施予定：2 回（平成 30 年 1 月～2 月）

イ 障がい者就労支援機関への支援

(7) 職業能力評価の実施

障がい者の適性を把握して求職と雇用のミスマッチを防止し、適切な就労につなげるため、就労支援機関の依頼による職業能力評価を実施する。

・受付件数：44 件（平成 29 年 8 月末現在）

(イ) 就労支援機関向け研修の実施

就労支援機関を対象に、企業との連携のあり方などについての研修を実施する。

・実施予定：2 回（平成 30 年 1 月～2 月）

ウ 障がい者雇用に関するWEBページの開設

県ホームページに、企業等に向けて、障がい者雇用の流れ、各就労支援機関の案内、企業における雇用事例など障がい者雇用に関する様々な情報を一元的にかつ分かりやすく提供するページを開設する。

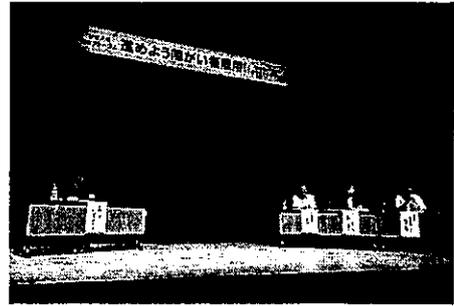
・開設予定：平成 29 年 10 月中旬

(2) 企業への普及啓発等

ア フォーラムの実施

企業の経営者や人事担当者等を対象に、障がい者雇用への理解を促進するためのフォーラムを開催する。

- ・開催日 平成29年9月6日
- ・テーマ 精神障がい者雇用
- ・参加者 356人
- ・内容 基調講演、雇用事例発表、パネルディスカッション等



イ 障がい者雇用のための企業交流会「はじめの一步」の開催

中小企業が障がい者雇用を始めるきっかけとなるよう、障がい者雇用に積極的に取り組む中小企業による事例紹介や質問会、意見交換等を内容とする交流会を県内各地で実施する。



	地域	開催日時	開催場所	参加人数
1	湘南東部地域	平成29年6月27日	藤沢合同庁舎	14人
2	相模原・県央地域	平成29年7月12日	ユニコムプラザさがみはら	20人
3	横浜①・横須賀三浦地域	平成29年7月26日	横浜市立大学	25人
4	湘南西部・県西地域	平成29年10月25日(予定)	ひらつか市民活動センター	—
5	横浜②地域	平成29年12月(予定)	(未定)	—
6	川崎地域	平成30年2月(予定)	(未定)	—

ウ かながわ障害者雇用優良企業の認証等

障がい者雇用に積極的に取り組む中小企業が社会的に評価される仕組みをつくるため、県が、障害者雇用率4.0%以上の中小企業を「かながわ障害者雇用優良企業」として認証し、障害者雇用率3.0%以上の中小企業を「かながわ障害者雇用ハート企業」として公表する。

- ・かながわ障害者雇用優良企業認証法人数 53法人(平成29年8月末現在)
- ・かながわ障害者ハート企業公表法人数 52法人(平成29年8月末現在)



エ 社会自立支援員の配置

県立特別支援学校に、民間企業等で障がい者雇用に精通した人材等を「社会自立支援員」として配置し、特別支援学校を卒業する生徒の就労を受け入れる民間企業を開拓するとともに、特別支援学校と就労先企業及び関係機関との連携を推進し、卒業生の職場定着を促進する。

(3) 経済団体等と連携した障がい者雇用の促進

ア 神奈川県障害者雇用推進連絡会

経済団体、労働団体及び行政による連絡会を開催し、それぞれの取組について情報交換を行うとともに、障がい者雇用を進めるための方策について協議する。

・開催日：平成 29 年 6 月 8 日

イ 経済団体への雇用要請

知事と神奈川労働局長が県内の経済団体を訪問し、法定雇用率の達成に向けた取組等を要請する。

・実施日：平成 29 年 6 月 30 日

(4) 障がい者の職場定着の促進

ア 知的・精神障害者職場指導員設置への助成

知的障がい者又は精神障がい者を多数雇用し、雇用管理のために必要な職業相談等を行う職場指導員を設置する中小企業に補助を行い、知的障がい者、精神障がい者の職場定着を図る。

・平成 29 年度交付事業者数：4 事業者

イ K－STEP 研修会の実施

障がい者就労支援機関を対象に、主に精神障がい者を対象とした職場定着支援ツール（K－STEP）を紹介する研修を実施する。

・実施予定：2 回（平成 29 年 10 月、平成 30 年 2 月）

ウ 社会自立支援員の配置（再掲）

県立特別支援学校に、民間企業等で障害者雇用に精通した人材等を「社会自立支援員」として配置し、特別支援学校を卒業する生徒の就労を受け入れる民間企業を開拓するとともに、特別支援学校と就労先企業及び関係機関との連携を推進し、卒業生の職場定着を促進する。

(5) 障がい者個人に対する就労支援

ア 職業能力の開発

(7) 神奈川障害者職業能力開発校における職業訓練

障がい者が就職するために必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施する。

（平成 29 年度計画）

・身体障がい者対象	6 コース	延定員 75 名
・知的障がい者対象	1 コース	延定員 25 名
・精神障がい者対象	1 コース	延定員 20 名

(4) 障害者就職促進委託訓練

求職中の障がい者の就職促進を図るため、企業、民間教育訓練機関等を活用し、障がい者の能力、適性及び雇用ニーズに対応した多様な委託訓練を実施する。

(平成 29 年度計画)

- ・身体障がい者対象 6 コース 延定員 26 名
- ・知的障がい者対象 6 コース 延定員 83 名
- ・精神障がい者対象 16 コース 延定員 151 名

イ 障害者就業・生活支援センターによる支援

障がい者の職業生活における自立を図るため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の規定に基づき県知事が社会福祉法人等を障害者就業・生活支援センターとして指定し、就業支援事業を神奈川労働局が、生活支援事業については県（保健福祉局）が、それぞれ委託することにより、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行う。

- ・指定数：8 か所（障害保健福祉圏域に 1 か所）

V インクルーシブ教育の推進の取組について

1 義務教育段階の取組

(1) 小中学校における「みんなの教室」モデル事業

ア 仕組み

すべての子どもが、できるだけ通常の学級で共に学びながら、必要な時間に適切な指導を、別の教室で受けることができる仕組みであり、その教室のことを「みんなの教室」としている。

イ ねらい

- ・ 通常の学級に在籍する支援が必要な子どもが、必要なときに適切な指導を受けられるようにすることで、教育的ニーズに一層対応しやすくする。
- ・ 特別支援学級に在籍する子どもの、交流及び共同学習の機会を増やす。
- ・ 子どもたちが相互に理解し合いながら、社会性を養い、集団に適応する力を一層育む。

(2) 取組の内容

ア 平成27年度モデル校

中学校1校でモデル事業に取り組んだ。(茅ヶ崎市立第一中)

イ 平成28～29年度モデル校

小学校4校、中学校3校でモデル事業に取り組んでいる。

(小学校：寒川町立南小、厚木市立毛利台小、南足柄市立福沢小・向田小)

(中学校：茅ヶ崎市立第一中、厚木市立玉川中、南足柄市立足柄台中)

ウ これまでの取組の成果

- ・ 教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制が整備され、支援が必要な子どもへの対応が組織的に行われた。
- ・ インクルーシブ教育に関する教職員の理解が進み、通常の学級で障がいのある生徒が共に学ぶ機会が増加した。
- ・ 共に学ぶ機会が増えたことから、全学級での授業のユニバーサルデザイン化に向けた教職員の意識が高まり、分かりやすい授業づくりが進んだ。

(3) 全県への普及

ア 「インクルーシブ教育推進運営協議会」等の開催

各モデル校の取組の成果と課題を検証するとともに、全県におけるインクルーシブ教育の推進に向けた協議を行っている。

イ 各種会議・研修会での周知

全県指導主事会議、小中学校教職員対象の教育研究会等で、モデル校の研究成果等に係る情報提供及び協議等を行っている。

ウ 市町村教育委員会への働きかけ

33市町村を訪問し、インクルーシブな学校づくりのポイント等を伝え、取組の促進を図っている。

2. 高等学校段階の取組

(1) インクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）の指定

知的障がいのある生徒が高校教育を受ける機会を拡大するため、次のことに取り組んだ。

ア 平成27年1月、「県立高校改革基本計画」の重点目標にインクルーシブ教育を位置づけた。

イ 平成28年4月、「県立高校改革実施計画（I期）」において、県立高校3校をインクルーシブ教育実践推進校（パイロット校）に指定した。

（パイロット校：茅ヶ崎高校、厚木西高校、足柄高校）

(2) 中学校と連携した取組

各パイロット校と連携中学校とで「連携型中高一貫教育」を実施している。

ア 入学者選抜

平成29年度入学者選抜を、「連携型中高一貫教育」に基づき、一般募集とは異なる連携募集により実施した。知的障がいのある生徒を1学年あたり21名募集し、3校で31名が志願、全員が合格し、入学した。

イ 連携カリキュラム

各パイロット校と連携中学校のすべての生徒が、インクルーシブ教育について主体的に学ぶための学習活動を、毎年、各学校において実施している。

ウ 中高連携事業

志願対象となる中学生が、パイロット校について理解を深め、適切な進路選択ができるよう、授業見学会や学校説明会を継続的に実施している。

(3) 各パイロット校における校内体制の整備等

ア 生徒支援体制の整備

・ 指導体制

生徒の教育的ニーズに対応するためのティーム・ティーチング、小集団指導、個別対応指導等が可能となる体制の整備を行い、一人ひとりの状況に応じた指導に取り組んでいる。

・ キャリア教育

生徒が進路希望を実現し、卒業後、社会で活躍できるための指導体制の整備を行い、職場見学やインターンシップ等、体験的な学習も含めた指導に取り組んでいる。

イ 施設・設備の整備

・ リソースルーム等の整備

生徒が安心して学校生活を送り、必要に応じて個別の指導等を受けるための施設等の整備を行い、一人ひとりに対する充実した支援に取り組んでいる。

3 インクルーシブ教育の推進に係る理解の促進

(1) インクルーシブ教育推進フォーラムの実施

ア 目的

本県のインクルーシブ教育の推進について、すべての県民に理解を深めていただくため、平成26年度から継続して実施している。

イ 実施状況

	テーマ	対象地域	開催回数	参加者数	開催地
平成26年度	共生社会の実現をめざして ～インクルーシブな学校づくりに向けて～	理解啓発を目的とする 全県対象	4回	690名	平塚市 藤沢市 横浜市 海老名市
平成27年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～地域で育つ子ども・ 地域で生きる子ども～	理解啓発を目的とする 全県対象	3回	727名	横浜市 (2回) 海老名市
平成28年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～子どもを支える地域の ネットワークづくり～	理解啓発を目的とする 全県対象	1回	1008名	相模原市
		「みんなの教室」モデル事業及びインクルーシブ教育実践推進校(パイロット校)の各取組地域における開催	3回		茅ヶ崎市 南足柄市 厚木市
平成29年度	地域と共につくる インクルーシブな学校 ～みんなで描く わたしたちの学校～	理解啓発を目的とする 全県対象 (過去未開催の地域)	4回	小田原市 223名 横須賀市 218名	小田原市 横須賀市 伊勢原市 大和市

ウ 平成26～28年度の成果

- ・ 3年間の継続実施により、インクルーシブ教育を身近なこととしてとらえ、自分に何ができるかを主体的に考える県民が増え、インクルーシブ教育の理念について一定程度の周知がすすんだ。
- ・ フォーラムの地域開催を通じて、各地域の自治会、福祉及び労働関係機関等との連携がすすんだ。

(2) リーフレット「かながわのインクルーシブ教育の推進」の活用

ア 目的等

- ・ 子ども・保護者をはじめ、すべての県民にインクルーシブ教育の推進について理解を深めていただくことを目的として作成した。
- ・ 平成27年度、県内すべての幼稚園、小中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の幼児、児童、生徒及び保護者、教職員に配付した。

イ 特長

インクルーシブな学校について主体的に考えていただけるよう、平易な言葉を用いた「対話型リーフレット」の構成とした。

ウ 活用に向けた取組

(ア) リーフレット活用研修

県内の公立小中学校及び高等学校の教職員を対象に開催している。

(イ) インクルーシブな学校づくりに向けた研修

学校からの依頼により、児童・生徒向け及び教職員向けに実施している。

(ウ) インクルーシブ教育推進フォーラムでの活用

各フォーラムにおいて、リーフレットを用いた説明を実施している。

(エ) 点字版等の作成

リーフレットをより多くの方にご活用いただくため、新たに点字版、音声版、総ルビ版、外国語版及び小学校低学年版等を作成し、平成29年10月以降、順次ホームページに掲載する。

(参考) インクルーシブ教育の推進の社会的背景・経緯

1 世界及び国内の動向

(1) 世界の動向

ア 「サラマンカ宣言」採択（平成6年）

障害のある子どもを含めた万人のための学校が提唱された。

イ 「障害者の権利に関する条約」国連採択（平成18年。日本は平成26年批准）

障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないことが規定された。

(2) 国内の動向

ア 「障害者基本法」一部改正（平成23年）

可能な限り障害者である児童生徒が、障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ必要な施策を講じなければならないことが規定された。

イ 文部科学省中央教育審議会特別委員会報告（平成24年）

共生社会の形成に向けて、同じ場で共に学ぶことを追求し、個別の教育的ニーズに最も的確に応える多様で柔軟な仕組みの整備や、連続性のある「多様な学びの場」の用意が必要と報告された。

ウ 「学校教育法施行令」一部改正（平成25年）

特別支援学校への就学を原則とした就学先決定の仕組みから、児童生徒の個々の障害の状態等を踏まえた総合的な観点から決定する仕組みに改正された。

2 本県の動向

(1) これまでの本県の教育

ア 共に学び共に育つ教育（昭和59年 県総合福祉政策委員会提言）

地域社会における、共に学び共に育つ環境づくりを推進してきた。

イ 支援教育（平成14年 「これからの支援教育の在り方について(報告)」）

すべての子どもたちの自らの力では解決できない独自の課題を「教育的ニーズ」として捉えそれぞれに適切に対応する「支援教育」を推進してきた。

ウ 共に育ちあう教育（平成19年 「かながわ教育ビジョン」策定）

子どもたちが成長の過程で様々な人々と出会い共に学ぶことで立場を超えて理解し合い学び合える、誰をも包み込むインクルージョン教育を推進してきた。

(2) インクルーシブ教育の推進（平成27年 教育ビジョン一部改定）

支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向けて、小中学校から高校までの連続性のある多様で柔軟な学びの場を提供しつつ、すべての子どもができるだけ同じ場で共に学び共に育つ、インクルーシブ教育を推進していく。